

災害時要配慮者避難体制サポート事業業務委託公募型プロポーザル審査基準

1 審査方法

埼玉県福祉部障害者福祉推進課内に設置する「災害時要配慮者避難体制サポート事業業務委託業者選定委員会」において、企画提案書類を基に審査を行う。

審査委員は、下記2の評価項目ごとに「大変よい：3点」「よい：2点」「普通：1点」「劣る：0点」を評価基準として採点する。

各審査委員の評価点を合計した総合得点が最も高い企画提案を行った者を受託候補者に選定する。

最も高い総合得点を得た企画提案が複数ある場合は、審査委員長が優劣を決する。

企画提案者が一者の場合、各審査委員の評価の合計点が概ね7割（21点）以上を得た場合に受託候補者として選定する。

2 評価項目

- (1) 業務の目的や内容を十分に理解しているか。
- (2) 福祉避難所についての知見やノウハウを有しているか。
- (3) モデル市町村の地域特性（都市部、郊外、山間部）や市町村が想定するリスク（地震、水害、土砂災害など）についての現状分析や、課題解決に向けた方策を有しているか。
- (4) 内閣府（防災担当）が策定した福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定）の趣旨に沿った提案内容となっているか。
- (5) 市町村職員や施設関係者、当事者団体を一堂に会した会議体で議事を進行し、利害関係が相反する関係者との意見調整を実施した実績を有しているか。
- (6) 福祉避難所への避難対象となる要配慮者に関して、要配慮者の区分（障害者、高齢者など）や障害特性（身体障害、精神障害、発達障害など）などに応じて、福祉避難所へ避難すべき対象者を選定する基準についての知見やノウハウ及び行政機関等に対する提案実績等を有しているか。
- (7) モデル市町村への検討会議でのサポートのほか、検討会議以外でもモデル市町村からの相談に対応できるか。
- (8) 福祉避難所の確保・拡大に向け、モデル市町村に対して提案する知見やノウハウを有しているか。
- (9) 実施体制や過去の実績から業務遂行能力が認められるか。
- (10) 経費の見積もりは妥当か。